

各指定就労移行支援事業所 管理者様
各指定就労継続支援 A 型事業所 管理者様
各指定就労継続支援 B 型事業所 管理者様
各指定自立訓練（機能訓練、生活訓練、
宿泊型自立訓練）事業所 管理者様
各指定自立生活援助事業所 管理者様
各指定一般相談支援事業所 管理者様
各指定特定相談支援事業所 管理者様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい福祉課長
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第2報）

平素は、本市障がい者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年4月13日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」が示されました。

つきましては、本市における取扱いは次のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 就労継続支援B型における就労アセスメントの取扱いについて

就労経験がない者が就労継続支援B型を利用するにあたり、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、年度内に、就労移行支援事業所等において就労アセスメントが十分にできない事態が生じた場合は、臨時的な取扱いとして、事業所において、できる限り実施した支援の実績及びその評価結果等を取りまとめた報告書等にて同等の情報収集等がなされたものといたします。

支援の必要性の評価が困難なケース等が想定されますが、可能な範囲で記載していただくよう、お願いいたします。

なお、区保健福祉センターに提出していただく書類については通常の提出書類と変更ありません。

（参考）提出書類

- ① 暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書
- ② 暫定支給決定期間の個別支援計画（任意様式）
- ③ アセスメント票（任意様式）

2 就労継続支援A型、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）における暫定支給決定の取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために通所を控える等により、平常時と比べ、当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行う期間（暫定支給決定期間）中に利用者のアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合は、年度内に、事業所において、できる限り実施した支援の実績及びその評価結果等を取りまとめた報告書等により、通常のアセスメントと同等の情報収集等がなされたものといたします。こちらも、評価が困難なケースが想定されますが、可能な範囲で記載していただくよう、お願いいたします。

なお、区保健福祉センターに提出していただく書類については通常の提出書類と変更あ

りません。

(参考) 提出書類

- ① 暫定支給決定期間にかかる訓練等給付事業評価結果報告書
- ② アセスメント票 (任意様式)
- ③ 個別支援計画 (任意様式)
- ④ 個別支援計画に基づく支援実績及び評価結果 (任意様式)

3 就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助における標準利用期間の更新及び地域移行支援の更新の取扱いについて

- ・ 就労移行支援において、年度内に、標準利用期間（更新後の支給決定期間含む。）の終了を迎える利用者（例えば、就労移行支援を2年間利用し、さらに1回更新して3年目を迎えている利用者 別紙1：問7参照）で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であったことによりサービスの利用継続が必要となる場合は、臨時的な取扱いとして、最大1年間までの範囲内で利用期間（＝支給決定期間）を更新いたします。
- ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助についても、年度内に、同様に最大1年間の範囲内で利用期間（＝支給決定期間）を更新します。
- ・ また、地域移行支援については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により地域移行に向けた十分な支援が実施できなかった場合、最大6か月の範囲内で利用期間（＝支給決定期間）の更新を柔軟に行います。
更新が必要な場合は、利用期間の終了を迎える前に、区保健福祉センターに更新申請の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルスを理由とする期間延長である旨については、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、自立生活援助の場合は「訓練等給付事業の利用期間延長意見書」の延長が必要となる理由欄に、地域移行支援の場合は「サービス等利用計画案」に記載してください。

- ・ 標準利用期間の更新にあたり、通常は障がい支援区分認定審査会時の個別審査（地域移行支援については、福祉局との更新協議）に諮る取扱いとなっておりますが、新型コロナウイルスを理由とする更新については、個別審査（更新協議）を不要といたします。区保健福祉センターに提出していただく書類については通常の提出書類と変更ありません。
- ・ なお、本市においては、地域定着支援の更新の取扱いに変更はありません。

(参考) 提出書類（地域移行支援を除く。）

- ① 訓練等給付事業の利用期間延長にかかる支援事業者意見書
- ② 当初の個別支援計画（計画の見直しが行われている場合には見直し後のもの）
- ③ 期間延長が認められた場合の個別支援計画案

4 就労継続支援A型の休業における雇用調整助成金の適用について（別紙1：問1）

利用者を休業させて雇用の維持を図った場合、雇用調整助成金の支給要件を満たせば対象となります。助成金の詳細については、下記の厚生労働省ホームページを参照していただくよう、お願いいたします。

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

5 就労継続支援等の就労系障がい福祉サービスにおける利用者の居宅等での支援の提供について（別紙1：問1、問3、問4）

就労継続支援等の就労系障がい福祉サービスにおいても、利用者の居宅等でできる限りの支援を行った場合は、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることを可能といたします。

また、居宅等で提供する支援の内容については、別紙1「問4」を参考にしてください。

なお、今般新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言が発出され、引き続き通所によるサービス提供等が困難となるなど、就労継続支援事業等の実施にあたり

さらに影響が大きくなることが予想されるところです。在宅において通所と同等の作業活動や訓練等のサービスを提供する「在宅利用」の実施にあたっては、この間、開始時の届出と毎月の報告書の提出をお願いしてきましたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、利用者の居宅等でできる限りの支援の提供を柔軟にさせていただけるよう、令和2年2月28日付け本市事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」項番2の臨時的な在宅でのサービス提供の取扱いを廃止し、今後、届出書と報告書の提出を不要とします。

6 就労継続支援A型における平均労働時間数の大幅な減少の取扱いについて（別紙1：問2）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動の自粛等により平均労働時間数が減少する場合は、前年度に代えて前々年度の時間数を基本報酬の算定区分とすることを可能といたします。

7 就労継続支援における施設外就労者と同数の利用者の受け入れについて（別紙1：問5）

就労継続支援において、施設外で就労していた者と同数の者を主たる事業所の利用者として新たに受け入れる取扱いについては、施設外就労が休止となり、施設内や在宅で支援することになった場合も引き続き適用となります。

また、この場合に定員超過利用減算は適用されません。

※別紙「問6」「問8」は市町村の事務の取扱いに関する問答のため、説明は省略しています。

【別添資料】

（参考）【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

（項番1～3、5、7についての問合せ）

障がい支援課 Tel：06-6208-8076 Fax：06-6202-6962

（項番3のうち地域移行支援についての問合せ）

障がい福祉課 Tel：06-6208-7999 Fax：06-6202-6962

（項番6についての問合せ）

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608